

名家連ニュース

令和5年12月29日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.975号

❖ 社保審年金部会の障害年金制度改正の審議に注目 ④ ❖

これまでの障害年金の支給に関する事務の見直し事項(その1)

令和元年 ❖ 20歳前障害基礎年金受給者に係る所得状況届の提出省略

- ✓ 20歳前障害基礎年金受給者の所得状況の確認については、毎年当該受給者に所得状況届の提出を求めていたが、市町村から所得情報の提供を受けることにより当該受給者の所得について確認することとし、所得状況届の提出は原則不要となりました。

❖ 障害状態確認届(診断書)の作成期間の拡大

- ✓ 障害状態を定期的に確認するために受給者に提出してもらう障害状態確認届(診断書)について、受給者の負担軽減を図るため、作成期間を提出期限前1か月以内から同3か月以内に拡大されました。

これまでの障害年金の支給に関する事務の見直し事項(その2)

令和2年 ❖ 初診日証明書類の取扱いの見直し

- ✓ 同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合における初診日証明書類の取扱いを見直しました。
- ✓ 過去に障害年金を請求したものの不支給と決定された者が、症状が悪化した等の理由で再請求する場合において、前回提出した初診日証明書類を利用することを可能にしました。

❖ 20歳前傷病に係る障害基礎年金の初診日証明手続きの簡素化

- ✓ 初診日証明の参考資料として請求者が記載する「病歴・就労状況等申立書」について、障害認定日が20歳前であることが確認できる場合は、発病から医療機関受診時までの経過を一括して記入できるよう簡素化しました。

❖ 障害年金受給権者等に係る障害状態の再認定の取扱い見直し

- ✓ 障害年金の更新期間について、障害年金業務統計や実際の認定事例を踏まえ、症状の変化が想定されにくい場合等は5年を目安とするなど、長い更新期間の設定を検討し、受給権者等の負担を軽減するよう見直しました。

年金部会における議論の進め方(案)

年金部会では障害年金、遺族年金、加給年金をはじめ公的年金制度の改正に向け、令和6年夏までにそれぞれの内容について議論し、令和6年末に全体の取りまとめを行うスケジュールで審議が進められています。

精神障害者の障害年金等級判定基準の抜本的見直し(私案)

1. 障害等級判定基準及び障害年金額を生活保障と位置付けて抜本的に見直す。

(1) 重度(手帳も障害年金等級も1級、日常生活能力4~5の者)とは、病気と障害のために就労して収入が得られない者をいう。

【年金額】1級の基礎年金額は、生活保護水準(障害者加算含む)とする。

(2) 中度(手帳も障害年金等級も2級、日常生活能力3の者)とは、病気と障害のために福祉的就労及び合理的配慮の下でしか就労できない者であって、賃金と障害年金との合計額が無拠出制障害基礎年金の所得制限額以下の収入の者をいう。

【年金額】2級の基礎年金額は、現行の1級基礎年金額に引き上げる。

(3) 軽度(手帳も障害年金等級も3級、日常生活能力1~2の者)とは、病気と障害のために合理的配慮の下でしか一般就労できない者であって、無拠出制障害基礎年金の所得制限額を超える収入が得られる者をいう。

【参考】無拠出制障害基礎年金の所得制限額は、単身で所得が3,704,000円(給与収入で約5,200,000円)超で半額支給停止、所得が4,721,000円超なら全額支給停止。

(4) コードF0~F10の全精神疾患を障害年金の適用対象とする。

(5) 障害年金の有期認定期間(1年~5年)の判断基準(ガイドライン)を策定する。

(6) 精神の障害特性から発病の時期が特定されれば初診日とみなす。

※ 第三者(3親等以外/一人でも可)による社会的・客観的証言があれば初診日とする。

2. 障害状態が正しく診断書に反映される仕組みを担保する。

(1) 診断書の内容については医師(医療)と支援者(福祉)の専門職が分担する。

※ 診断書作成は医師の専権事項ですが、精神疾患は未解明であり、医師の主観的判断に委ねられている現状は典型的な「医学モデル」であり、「社会モデル」に反しています。

診察室のみで本人の日常生活能力や労働能力を判断するのは極めて困難であり、不本意です。日常の生活能力や労働能力を一番よく知っているのは、身近な家族や支援者(援助者)です。

(2) 治療内容に関する部分は医師が担当し、生活能力や労働能力に関する部分は家族や本人・支援者が記述できるように診断書の書式を改定する。

(3) 労働能力「有り」の記載にあたっては、3年以上の継続就労と今後も長期就労が可能と判断される者で、診断書記載に当たっては、家族・本人又は支援者の判断を要件とする。

※現在就労できていても数カ月~1年以内で続かなくなるケースが多い。

障害年金の目的に合致した等級判定基準の改正に向けて

厚生労働省や年金機構も認めているように障害年金の目的は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付です。年金保険制度は、早期に傷病による稼働能力が喪失すれば、保険適用で一定の所得保障を行うことを目的としているのです。

従って、稼働能力の喪失、つまり、「働いて得る所得の度合い」を精神の障害等級判定の基準に据えることが最も現実的で「制度の目的」にも合致したものであると考えます。

名家連事務局の(私案)は今後の議論の発展を願って掲載したものです